第110回
定時株主総会
招 集 ご 通 知

日 時

2019年６月27日（木曜日）
午前10時
（受付開始予定 午前９時15分）

場 所

広電本社ビル３階会議室
広島市中区東千田町二丁目９番29号

目 次

第110回定時株主総会招集ご通知 …………… 1
議決権行使方法についてのご案内 ………… 3
[添付書類]
事業報告 …………………………………… 4
連結計算書類 ……………………………… 25
計算書類 …………………………………… 27
監査報告書 ………………………………… 29
株主総会参考書類 ………………………… 33
第１号議案　剰余金の配当の件 ………… 33
第２号議案　取締役11名選任の件 ……… 34
第３号議案　監査役２名選任の件 ……… 39
第４号議案　補欠監査役１名選任の件 … 41

決議事項

広島電鉄株式会社

証券コード：9033

証券コード　9033
2019年６月10日

株 主 各 位

広島市中区東千田町二丁目９番29号
広 島 電 鉄 株 式 会 社
代表取締役社長　　椋 田 昌 夫

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2019年６月27日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　広島市中区東千田町二丁目９番29号
　広電本社ビル３階会議室
　(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第110期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第110期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案 剰余金の配当の件

第２号議案 取締役11名選任の件

第３号議案 監査役２名選任の件

第４号議案 補欠監査役１名選任の件

以　上

当日の受付開始は午前９時15分を予定しております。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hiroden.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hiroden.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

当日ご出席いただける場合

出席によるご行使

株主総会日時　**2019年６月27日（木曜日）午前10時**
（受付開始予定　午前９時15分）

会場へお越しの際は、同封の議決権行使書用紙をご持参ください。

当日ご出席いただけない場合

郵送（書面）によるご行使

行　使　期　限　**2019年６月26日（水曜日）午後６時必着**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。

■議決権行使書のご記入方法

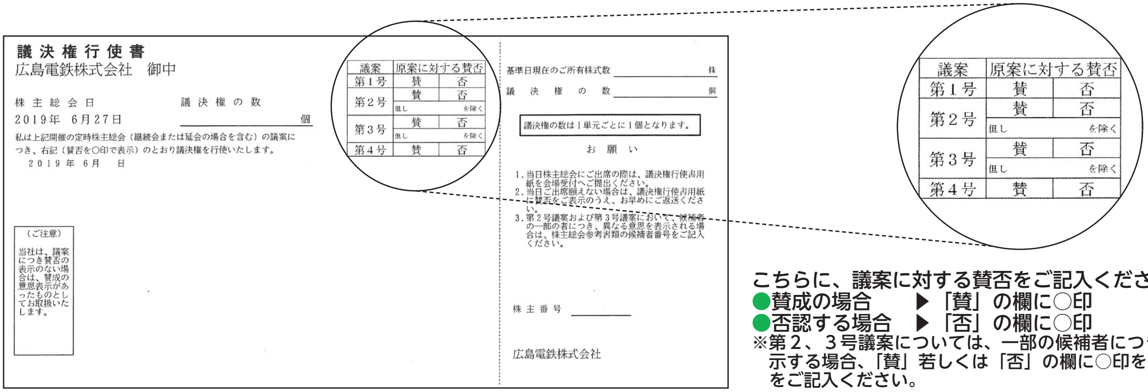

議 決 権 行 使 書
広島電鉄株式会社　御中

株 主 総 会 日　　議 決 権 の 数
2019年　6月27日　＿＿＿＿個

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
2019 年 6月　 日

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
	但し	を除く
第3号	賛	否
	但し	を除く
第4号	賛	否

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。

基準日現在のご所有株式数＿＿＿＿株
議　決　権　の　数＿＿＿＿個

議決権の数は１単元ごとに１個となります。

お　願　い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。
3. 第２号議案および第３号議案において、候補者の一部の者につき、異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

株 主 番 号 ＿＿＿＿

広島電鉄株式会社

こちらに、議案に対する賛否をご記入ください。
●賛成の場合　▶「賛」の欄に○印
●否認する場合　▶「否」の欄に○印
※第２、３号議案については、一部の候補者につき異なる意思を表示する場合、「賛」若しくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用・所得環境の改善を背景として、緩やかな回復基調で推移しているものの、大規模な自然災害の影響や、中国経済の減速や米中貿易摩擦の懸念、原油価格の高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

このような環境の中、広島市が事業主体である電車の広島駅前大橋ルートの整備や、広島県と廿日市市が事業主体である宮島口整備事業、広島大学本部跡地に建設中の分譲タワーマンション「hitoto広島The Tower」といった事業を関係機関と協力しながら推進し、活力ある街づくりに尽力するとともに、各事業とも積極的な営業活動を展開して収益の確保に努めましたが、当連結会計年度の営業収益は、不動産業を除くすべてのセグメントで減収となり、前連結会計年度と比較して9.2％、3,706百万円減少し、36,545百万円となりました。

利益につきましては、営業損益は、前連結会計年度の営業損失225百万円に対し、384百万円の営業損失となり、経常損益は、前連結会計年度の経常損失222百万円に対し、322百万円の経常損失となりました。マダムジョイ全店舗の営業終了による閉店、事業終了に伴う損失の発生やホテル建物をグループ内で売買したことによる固定資産売却損の発生により特別損失が悪化しました。自動車事業に係る運行補助金などの「工事負担金等受入額」を含めた特別利益および特別損失を加減算した親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度と比較して、25.6％、219百万円減少の636百万円となりました。

各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(1) 運輸業

運輸業におきましては、電車とバスで利用できる交通系ＩＣカードの種類を拡大するなど、使いやすくわかりやすい公共交通の体系づくりを進めました。鉄軌道事業では、2018年５月から従来型「グリーンムーバーLEX」限定で、車内移動を短縮し中央扉からも降車できるように全扉降車サービスの運用を始め、利便性、速達性の向上を図ったほか、2019年３月には最新型の国産超低床型路面電車「グリーンムーバーAPEX」を導入し、従来型「グリーンムーバーLEX」の増備とともに、バリアフリー化の向上を図りました。また、2017年８月に実施した運賃改定の効果により、増収となりました。

自動車事業では、2018年５月から広島市都心循環バス「エキまちループ」の運行や、バス事業者の定期券を相互に利用できる「共通定期券制度」を開始したほか、2018年４月に新規オープンした大型商業施設「THE OUTLETS HIROSHIMA」への路線を新設するなど、利便性の向上を図りましたが、平成30年７月豪雨による道路の通行止めなどに伴い、一部路線において運休や臨時ダイヤによる減便などが約２ヶ月続いたことにより、減収となりました。

海上輸送業および索道業では、平成30年７月豪雨の影響により、宮島来島者数が減少し、減収となりました。航空運送代理業では、2018年６月から新たな路線の業務の運営を開始したことにより、増収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して0.1％、25百万円減少して、22,203百万円となり、営業損益は、人件費の増加や原油価格の上昇に伴う燃料費の増加、船舶代替に伴う減価償却費の増加などの影響により、前連結会計年度の営業損失1,469百万円に対し、1,599百万円の営業損失となりました。

(2) 流通業

流通業におきましては、2018年10月に㈱広電ストアのスーパー事業および移動販売事業を他社に事業譲渡することで不採算部門を整理し、同社を解散・清算いたしました。マダムジョイ店舗では、2018年３月末に己斐店を閉店し、その他５店舗および移動販売事業の営業を2018年９月に終了した影響により、減収となりました。また、平成30年７月豪雨の影響により、宮島口もみじ本陣においては、宮島来島者数が減少し、減収となりました。サービスエリアにおいても、一般車の高速道路交通量が大きく減少し、減収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して38.5％、3,848百万円減少し、6,157百万円となり、営業損益は、前連結会計年度の営業損失77百万円に対し、80百万円の営業損失となりました。

(3) 不動産業

不動産業におきましては、不動産賃貸業では、2017年11月に新ビル「スタートラム広島」が竣工したほか、㈱広電ストアの事業譲渡に伴い、同社が所有していたテナント店舗施設を引受けたことにより、増収となりました。
不動産販売業では、2016年1月から開始した「西風新都グリーンフォートそらの」の住宅用地の分譲販売は進みましたが、前期に商業用地の販売が終了したことや分譲マンション「アンヴェール庚午中」の販売が終了に近づいたことにより、減収となりました。
この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して1.7%、71百万円増加し、4,360百万円となり、営業利益は、前連結会計年度1,188百万円に対し、0.6%、7百万円減少し、1,180百万円となりました。

(4) 建設業

建設業におきましては、前連結会計年度にはオフィスビル新築などの大型物件の工事などがありましたが、当連結会計年度ではそのような大型物件の工事が減少した影響により、減収となりました。
この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して21.8%、1,065百万円減少し、3,812百万円となり、営業利益は、前連結会計年度155百万円に対し、60.4%、93百万円減少し、61百万円となりました。

(5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、ホテル業では、平成30年7月豪雨の影響により、宴会キャンセルなどの影響を受けたほか、2018年2月にゴルフ場でのレストラン受託営業を終了したため、減収となりました。ゴルフ業では、各種大会の開催を積極的に行ったものの、平成30年7月豪雨や台風襲来の影響をうけ、減収となりました。ボウリング業では、健康ボウリング教室を継続開催したほか、プロボウラーを招いてのイベントや、人気がある自社主催大会を増やすなど集客に努めた結果、増収となりました。
この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して0.3%、5百万円減少し、1,901百万円となり、営業利益は、前連結会計年度41百万円に対し、11.1%、4百万円増加し、46百万円となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は4,697百万円であり、主なものは次のとおりであります。

運輸業	国産超低床型路面電車購入（2両2編成）	1,361	百万円
	自動車事業用車両購入（37両）	1,031	
	曙営業所隣接車庫用地購入	182	
	新己斐橋橋梁上（上り）レール交換	63	
	五日市駅エレベータ設置に伴うホーム改良	46	
不動産業	広島大学跡地hitotoナレッジシェアファーム持分追加	1,107	百万円
レジャー・サービス業	ゴルフカート用運行管理システム（57台）	29	百万円

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの借入金により資金調達を行っております。なお、当連結会計年度末現在の社債を含めた借入金総額は19,775百万円で、前連結会計年度末と比べ98百万円増加しております。

4. 事業の譲渡

当社は、マックスバリュ西日本㈱および当社の連結子会社である㈱広電ストアとの3社間で、㈱広電ストアが運営するスーパー事業および移動販売事業を譲渡することについて合意し、2018年10月1日をもって㈱広電ストアの事業をマックスバリュ西日本㈱へ譲渡いたしました。なお、㈱広電ストアは当連結会計年度において清算結了しております。

5．対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、政府の経済政策により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復しておりますが、国内においては、雇用改善による人手不足、所得改善による人件費の上昇など、また、海外においては米中貿易摩擦の懸念や、中国の景気減速などにより、先行きが不透明な状況であり、当社グループを取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続くものと思われます。

このような情勢のもと、当社グループといたしましては、様々な経営課題に取り組むとともに、経営環境の変化への迅速な対応と安定した収益構造の構築に努め、安全性の確保を前提としたうえで、個々のお客様のニーズに応じたサービスや商品の提供による収益の獲得と、厳しい計数管理に基づく経費の削減などに取り組み、収益性の向上に努めてまいります。また、広島市が事業主体である電車の広島駅前大橋ルートの整備や、広島県と廿日市市が事業主体である宮島口整備事業といったプロジェクトを関係機関と協力しながら推進してまいります。

各セグメントによる対処すべき課題については、次のとおりであります。

(1) 運輸業

運輸業におきましては、少子高齢化の進展による乗車人員の減少や、原油価格の変動による燃料費の上昇、バス運転士不足など、今後も厳しい経営環境が続くものと思われますが、輸送の安全確保や法令順守はもちろんのこと、経営環境の変化に迅速に対応できる企業体質の改善に努めてまいります。

鉄軌道事業におきましては、広島駅前大橋ルートの整備や、宮島口整備事業の一環としての新たな広電宮島口駅の検討、国産超低床型路面電車の継続的導入、駅・電停の整備など、路面電車のLRT化に向けて引き続き取り組んでまいります。

自動車事業におきましては、ノンステップバスやハイブリッドバスなど、バリアフリーや環境に配慮した車両の導入を引き続き推進してまいります。

索道業および海上運送業では、2018年度の宮島来島者数は豪雨災害の影響により、対前年を若干下回りましたが、外国人観光客が大幅に増加する中、引き続き宮島・弥山の魅力をＰＲし、グループが一体となった営業活動を展開することで、増収施策に取り組んでまいります。

航空運送代理業では、業務受託先との契約条件が今後ますます厳しくなると予想される中、北朝鮮、韓国を中心とする東アジアの地政学リスクやテロ行為などの外的要因リスクが多々ありますが、引き続き安全確保の徹底と、最高の接客サービスの提供に努め、お客様満足をさらに実現できるように努力してまいります。

(2) 流通業

流通業におきましては、節約志向による個人消費の低迷や、団体旅行の減少など、引き続き経営環境は厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、宮島口もみじ本陣では、広島県・廿日市市が計画・実施している宮島口整備事業について、当社グループが一体となり、宮島口もみじ本陣を含めた将来の宮島口における広電グループの事業展開について検討を行ってまいります。

サービスエリアにおいては、道路会社との新たなテナント契約開始以降、自動販売機部門の運営移管により、収益の確保が厳しくなっておりますが、事業計画を確実に実行して売上の増加に努めてまいります。

(3) 不動産業

不動産業におきましては、遊休地の有効活用のほか、ビルの空室率改善に努めるとともに、既存各団地の残宅地販売に取り組んでまいります。

石内東地区開発事業「西風新都グリーンフォートそらの」につきましては、住宅用地の分譲を引き続き行ってまいります。また、広島大学跡地の活用策「hitoto広島」を推進し、活力ある街づくりに尽力してまいります。さらに、広島県安芸郡府中町での分譲マンション事業計画を進め、将来的な販売物件の確保に努めてまいります。

(4) 建設業

建設業におきましては、自然災害の復旧に伴う公共投資の増加や、高度経済成長期に建設された社会インフラの老朽化による建替えや修繕が増加すると思われますが、建設技能者等の人材不足、建設資材の高騰など引き続き厳しい状況で推移すると思われます。このような状況下ではありますが、官公庁工事における災害復旧工事への受注対応はもとより、民間工事の受注増加および利益率アップに向けて営業活動を展開して、売上の増加および利益の確保に努めてまいります。

(5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、レジャーの多様化、同業他社との価格競争の激化等が懸念され、今後も厳しい状況が予想されますが、積極的な営業活動を展開するとともに、顧客満足度の向上に取り組んでまいります。

ホテル業では、インバウンドの増進、イベントや各旅行会社のキャンペーンに積極的に参画し、ホームページの活用とインターネット予約でのきめ細かい対応も行って、宿泊稼働率の向上と売上の確保に努めてまいります。

ボウリング業では、引き続き固定客の獲得を目指し、健康ボウリング教室を充実させて、リーグ会員の増加を図ってまいります。また、様々なイベント等を実施し、来場者の増加も図ってまいります。

ゴルフ業では、入場者数を拡充するため、一年会員の継続および新規獲得を目指して、積極的な営業活動を行うとともに、より一層のコース整備の充実に努めて、来場者の満足度の向上に努めてまいります。ゴルフ練習場につきましては、練習場・ゴルフ用品販売・ゴルフレッスンを連携させて、お客様の様々な要望に応えていくことはもちろんのこと、固定客の増加に努めてまいります。

6．財産および損益の状況の推移

区　分	第107期 2015年4月1日から 2016年3月31日まで	第108期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで	第109期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第110期 (当連結会計年度) 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
営業収益 (百万円)	47,044	42,231	40,252	36,545
経常利益または経常損失（△） (百万円)	2,301	760	△222	△322
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,841	1,301	855	636
1株当たり当期純利益	60円72銭	42円93銭	28円22銭	20円98銭
総資産 (百万円)	89,092	88,980	88,713	88,758
純資産 (百万円)	40,265	41,649	42,355	42,178

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2017年9月1日付で普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を実施しております。第107期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を第110期の期首から適用しており、第109期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

7．主要な事業内容（2019年３月31日現在）

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
運輸業	鉄軌道事業、自動車事業、海上運送業、索道業、航空運送代理業
流通業	物品販売業
不動産業	不動産賃貸業、不動産販売業
建設業	土木・建築業
レジャー・サービス業	ホテル業、飲食業、ボウリング業、ゴルフ業

8．重要な親会社および子会社の状況（2019年３月31日現在）

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出 資 比 率	主要な事業内容
広電建設株式会社	50百万円	100%	土木・建築業

（注）連結子会社でありました㈱広電ストアは、当連結会計年度において清算結了しております。

9．主要な事業所（2019年３月31日現在）

(1) 当社

事業所名	所　在　地
本社	広島市中区東千田町二丁目９番29号
鉄軌道事業	
千田営業課	広島市中区東千田町
西広島営業課	広島市西区草津南
自動車事業	
曙営業課	広島市東区曙
仁保営業課	広島市南区仁保沖町
江波営業課	広島市中区江波西
広島南営業課	広島市中区西白島町
西風新都営業課	広島市佐伯区石内北
広島北営業課	広島市西区小河内町
呉中央営業課	広島県呉市築地町
焼山営業課	広島県呉市焼山北
不動産事業	広島市中区東千田町

(2) 重要な子会社

会社名・事業所名	所　在　地
広電建設株式会社　本社	広島市中区東千田町

（注）連結子会社でありました㈱広電ストアは、当連結会計年度において清算結了しております。

10. 従業員の状況（2019年３月31日現在）

(1)企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
運輸業	2,034 名	+2 名
流通業	49	△103
不動産業	163	+22
建設業	64	+2
レジャー・サービス業	87	△2
合　　計	2,397	△79

(注) 1.従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。
2.流通業の103名減のうち101名は、㈱広電ストアを当連結会計年度において清算結了したことによるものであります。

(2)当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,777 名	+22 名	46.1 歳	16.2 年

(注) 出向者49名を含み、休職者13名、労働組合専従者７名、臨時雇・嘱託125名を含んでおりません。

11. 主要な借入先（2019年３月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	5,990 百万円
株式会社広島銀行	5,599
日本生命保険相互会社	1,870
三井住友信託銀行株式会社	1,793
株式会社みずほ銀行	1,053
日本政策投資銀行	967
広島信用金庫	720
株式会社もみじ銀行	557
株式会社山陰合同銀行	212

Ⅱ　会社の現況

1. 株式の状況（2019年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　120,000　千株

(2) 発行済株式の総数　　30,445　千株

(3) 株主数　　4,224　名（前事業年度末比+48名）

(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
広島日野自動車株式会社	1,170　千株	3.9　%
株式会社広島銀行	1,044	3.4
株式会社三菱UFJ銀行	877	2.9
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託　五洋建設口	757	2.5
出光興産株式会社	750	2.5
株式会社鴻治組	701	2.3
広島ガス株式会社	618	2.0
三井住友海上火災保険株式会社	435	1.4
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	418	1.4
野村信託銀行株式会社 退職給付信託　三菱UFJ信託銀行口	375	1.2

(注) 1. 持株比率は、自己株式（69,048株）を控除して計算しております。
2. ㈱広島銀行の持株数には、㈱広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式802千株（持株比率2.6%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　広島銀行口」であります）。なお、当該株式は、信託約款の定めにより㈱広島銀行が議決権を留保しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2019年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況	
代表取締役社長	椋田昌夫		広電建設㈱ ㈱グリーンバーズ・ヒロデン ㈱ホテルニューヒロデン 広島観光開発㈱ ㈱交通会館 広島ゴルフ観光㈱	代表取締役会長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役会長 代表取締役社長 代表取締役社長
常務取締役	迫　孝治		㈱広電宮島ガーデン 宮島松大汽船㈱ ㈱ヒロデンプラザ	代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役社長
常務取締役	倉本勇治		広電エアサポート㈱	代表取締役会長
取締役	藤元秀樹	交通技術研究室 担当		
取締役	仮井康裕	交通政策本部長 人財管理本部長		
取締役	平町隆典	電車事業本部長		
取締役	横田好明	経営企画本部長 バス事業本部長		
取締役	瀬﨑敏正	不動産事業本部長		
取締役	岡田　茂	経営管理本部長		
取締役	立岩　薫	交通政策部 担当		
社外取締役	田村興造		広島ガス㈱	代表取締役会長
社外取締役	秦　清		㈱ウッドワン	社外取締役
常勤監査役	尾﨑宏明			
社外監査役	笠井久雄			
社外監査役	坂井康成			

(注) 1. 取締役田村興造氏および秦清氏は、社外取締役であります。
2. 監査役笠井久雄氏および坂井康成氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各社外取締役および各社外監査役を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

4. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
2019年２月１日、取締役の担当が次のとおり変更されました。

氏　　名	新職名	旧職名
椋　田　昌　夫	代表取締役　社長	代表取締役　社長 バス活性化推進本部、 交通政策本部、電車事業本部 管掌
迫　　　孝　治	常務取締役	常務取締役 経営企画本部、不動産事業本部 管掌
倉　本　勇　治	常務取締役	常務取締役 経営管理本部、人財管理本部 管掌 バス事業本部 担当
仮　井　康　裕	取締役 交通政策本部長、人財管理本部長	取締役 バス活性化推進本部長、人財管理本部長
横　田　好　明	取締役 経営企画本部長、バス事業本部長	取締役 交通政策本部長、経営企画本部長

（参考）当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の地位・担当は次のとおりです。

氏　　名	地　　位	担　　当
玉　田　　　和	執　行　役　員	交通政策本部副本部長
山　田　康　敬	執　行　役　員	不動産事業本部副本部長

（注）2019年2月1日をもって、執行役員玉田和氏はバス事業本部長より交通政策本部副本部長へ担当が変更されました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　　分	支 給 人 員	支　給　額	摘　　　要
取　　締　　役 (うち社外取締役)	13　名 (2)	217　百万円 (13)	
監　　査　　役 (うち社外監査役)	3 (2)	40 (19)	
計	16	258	

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2012年６月28日開催の第103回定時株主総会決議に基づく報酬限度額は、取締役年額250百万円以内、監査役年額50百万円以内であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、各社外取締役および各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役の田村興造氏は、広島ガス株式会社の代表取締役会長を兼務しております。同社は、当社と一般消費者としての通常の取引を行っております。同社は当社株式数の2.0%を保有する大株主であります。

取締役の秦清氏は、株式会社ウッドワンの社外取締役を兼務しておりますが、当社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
社外取締役	田　村　興　造	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、上場会社の経営者としての経験と知識から、適宜意見を述べております。
社外取締役	秦　　　　清	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての経験と知識から、適宜意見を述べております。
社外監査役	笠　井　久　雄	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会10回の全てに出席し、豊富な経験と知識から、適宜意見を述べております。
社外監査役	坂　井　康　成	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会10回の全てに出席し、金融機関での経験と財務および会計に関する知識から、適宜意見を述べております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

内　　容	金　　額
①公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	38　百万円
②公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社の子会社の広島観光開発株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の計算関係書類の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

税務に関するアドバイザリー業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

4. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について取締役会決議により次のとおり定め、本方針に従い適法かつ効率的な企業活動を推進しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が重要事案の決定を行うにあたっては、法令および定款に則り定めた取締役会規程および経営会議規程に基づき、取締役会や経営会議において適法性・妥当性の有無をはじめとした総合的な検討を行う。また、取締役は、取締役会や経営会議において職務の執行に関する報告を迅速に行い、他の取締役は報告された内容に対し法令および定款の遵守の状況を監督する。

執行役員は、自ら執行する職務の執行状況をその職務を担当する取締役に随時報告し、重要な執行状況に関しては取締役会や経営会議で迅速に報告する。担当取締役および他の取締役は、報告された内容に対し法令および定款の遵守の状況はもとより、執行役員による職務の執行状況を監督する。

使用人が日常の職務を執行するにあたっては、業務の組織的かつ効率的な運営を図るために定めた職務権限規程に基づき、稟議手続規程に従って起案した決裁文書により意思決定を行い、会社組織として適法・適正に職務を執行する。

当社は、財務報告の作成および開示にあたっては、有効な内部統制システムの整備・運用を行い、財務報告の適正性を確保する。また、取締役会規程および経営会議規程その他の社内規程について、規程類管理規程に定める手続きに従い、常に最新の法令に基づき改正を行い、取締役および使用人への周知徹底に努める。

当社は、警察や顧問弁護士等と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録および経営会議開催記録については、法令および社内規程に基づき作成し、職務所管部署において適切に保存・管理する。

取締役会および経営会議に付議し承認された議案書並びに決裁文書については、各起案部署において適切に保存・管理する。

契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書については、契約締結部署、職務所管部署において適切に保存・管理する。

株主総会議事録はもとより、取締役会議事録、経営会議開催記録をはじめとした取締役の職務の執行にあたっての意思決定を記録した文書、契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存・管理については、その方法・年限等を定めた文書管理規程および情報セキュリティ規程に基づき適切に行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的リスクや緊急対応を要するリスクが発生した場合には、代表取締役社長はリスク対応統括責任者として各取締役を指揮し、各取締役はリスク対応統括責任者のもとで担当部門を指揮することにより、リスク発生による損害を最小限に止める。

電車・バス事業におけるリスクについては、第一の使命である安全運行を確保するため、電車、バス部門ごとに制定した安全管理規程をはじめとする社内規程に基づき、リスクの発生時には迅速かつ的確に対応する。また、各部門の指導・教育担当部署は、使用人に対し、定期的にリスク発生の回避およびリスク発生時の損害を最小限に止めるための迅速な対応について指導・教育を行う。

不動産事業におけるリスクについては、土地・建物の賃貸・販売および保有により発生が予想されるリスクを抽出し、リスク発生時の迅速かつ的確な対応をあらかじめ想定することにより、リスク発生の回避およびリスク発生時の損害を最小限に止めるように努める。

当社が行う事業における新たな事業機会の検討・実施にあたっては、想定されるリスクについて必要に応じて外部の専門家の意見・助言を取り入れながら十分な検討を行い、事業の実施にあたっては、想定されるリスクを排除しまたはでき得る限り縮小させたうえで実施する。

取締役、執行役員およびその他の使用人は、職務の執行の過程におけるリスクを回避するため、法律上の判断を要する場合には顧問弁護士に、会計上の判断を要する場合には会計監査人にそれぞれ適宜相談し、得られた助言・提案をもとに職務を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、電車、バスおよび不動産部門からなる事業本部制を採用し、会社組織全体に関わる企画・管理部門を含めた組織体制のもとで、横断的な業務の運営により、効率的な経営を行う。各本部の業務執行責任者は取締役または執行役員が務め、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

当社は、取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会については原則として毎月１回以上、経営会議については原則として毎週開催し、取締役相互による活発な議論を経たうえで重要事案に対する意思決定を行う。

また、取締役会決議により、取締役に準ずる地位を有する重要な使用人として執行役員を選任し、代表取締役の指揮命令のもとで会社の重要な業務を執行させることにより、効率的な経営を行う。なお、経営会議には執行役員が構成員として出席し、取締役および執行役員による活発な議論と重要かつ最新の経営情報の共有のもとで、意思決定を行う。

取締役は、長期にわたる安定した収益構造の構築を基礎としつつ経営環境の変化への迅速な対応を目的として策定した経営総合３ヵ年計画を着実に推進し、進捗状況について定期的にフォローアップを行い、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社の運営管理において、総合企業体としての利益を確保するために関係会社統括要綱を定め、関係会社各社の自主的経営を尊重しつつ、重要事案の決定にあたっては当社への事前協議を求め、また、経営上の重要事項については当社への報告を求める。これらの協議・報告について、当社は必要に応じて当該内容の適法性・妥当性やリスク発生の可能性について確認を行い、場合によっては顧問弁護士や会計監査人に相談のうえ、総合企業体として適法・適正に業務を執行する。

当社は、監査室および弁護士事務所を内部通報窓口とする企業倫理ヘルプラインの運用等を通じ、当社および関係会社各社における組織的または個人的な法令違反および不正行為等の早期発見と是正を図る。

当社を含めた関係会社各社は、企業集団としての収益性の向上を図るため、必要に応じて関係会社社長会を開催し、情報共有と相互協力により、関係会社各社における適正かつ効率的な業務の推進に努める。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催し、決算業務に関する法令改正等の情報をはじめとした情報共有により、企業集団としての適法・適正かつ効率的な業務の推進に努める。

重要な関係会社は、当社に準じて経営総合３ヵ年計画を策定し、適正かつ効率的な経営により利益の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、各本部から独立した部署である監査室が内部監査を担当しており、監査室所属員は監査役の指示により監査役会の職務を補助する旨を職務権限規程において明確にし、監査役は、職務を補助する者として、監査室所属員を直接使用することができる。

監査室所属員の人事異動に関する事項については、人事担当取締役は事前に監査役と協議する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制並びに関係会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員およびその他の使用人は、いつでも監査役の求めに応じて職務の執行状況を報告する。

　また、取締役、執行役員およびその他の使用人並びに関係会社統括要綱に定める関係会社の取締役、監査役および使用人は、職務執行の過程において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令および定款に違反するおそれのある事実その他重大な疑義が生じた場合には、監査役へ速やかに報告を行う。当社および関係会社各社は、これらの事実を監査役に報告した者に対し、報告したことを理由とした不利な取扱いを行わない。企業倫理ヘルプラインに関する規程に基づいて通報した者に対しても、通報したことを理由とした不利な取扱いを行わない。

　重要な決裁文書については、稟議手続規程に基づき、速やかに常勤監査役へ通知する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

　当社は、監査役の職務の執行において必要と認められる費用または債務に対して、監査役からの請求に基づき、速やかに支弁する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会および経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事案に対する協議の内容や意思決定の過程を把握するとともに、取締役および執行役員がこれらの重要な会議で適宜行う業務執行の状況報告を聴取する。

　なお、取締役、執行役員およびその他の使用人は、重要な会議の開催にあたり、必要に応じて監査役へ事前に通知し、監査役の取締役、執行役員およびその他の使用人の職務執行に対する監査の機会を確保する。

　当社は、代表取締役社長と監査役との情報交換会を、年２回定期的に開催する。

　また、上半期・下半期ごとに行われる監査役による定期監査では、課長および室長・部長へのヒアリングを実施し、日常の職務執行に関する詳細な聴取を行い、定期監査終了後に監査結果の報告並びに取締役および執行役員に対する職務執行についてのヒアリングを行う目的で、各取締役および執行役員と監査役との間で情報交換会を開催する。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記「業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針」に掲げた体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当事業年度は、取締役会を13回開催し、活発な議論による意思決定を実施しております。また、取締役会で決定した経営の基本方針・基本計画に基づき、重要な業務の執行等について審議、決定する経営会議を43回開催しており、取締役は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを相互に監督しております。

当社の取締役および使用人によるコンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、当社の役員および社員が従うべき行動準則として「広島電鉄社員行動規範」を定め、冊子の配布とともに社員教育に活用しております。

また、労働法規等、全社的な周知と遵守が求められる法令改正にあたっては、関連する社内規程類および制度の変更等に合わせて、社内規定や法令に関する説明会・研修会を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

企業倫理ヘルプラインの社内通報窓口である監査室に内部通報専用外線電話を開設するとともに、グループ社員が日常的に利用するイントラネットのトップ画面に「企業倫理相談窓口」メニューを設置して、制度の周知と通報しやすい環境づくりを推進しております。

(2) リスク管理に関する取組み

当社は、経営総合3ヵ年計画の策定にあたり、企業経営に重大な影響を与えるリスクを選定のうえ、必要な対策を実施しております。

特に運輸業においては、電車およびバス部門の業務執行責任者を安全統括管理者として輸送の安全確保に取り組んでおります。また、内部監査を担当する監査室が主体となって定期的に運輸安全マネジメント監査を行い、その結果を踏まえて代表取締役社長の関与のもとマネジメントレビューを実施しております。

その他、災害等の緊急対応を要するリスクの発生に対して、南海トラフ地震に係る防災対策規程等の社内規程・マニュアルを整備し、訓練等を通じて各種計画の見直しや対策の実効性の向上を図っております。

(3) 関係会社における業務の適正の確保

関係会社統括要綱に定める事前協議事項および報告事項について、親会社の立場からその内容を随時確認しております。また、四半期ごとに関係会社連絡会議を開催しているほか、半期ごとに関係会社に対してのヒアリングを実施し、企業集団としての適法・適正な業務の推進に必要な情報の適時共有に努めております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

各監査役は、取締役会および監査役会の全てに出席し、監査役の立場で適宜意見を述べております。

代表取締役社長と監査役の相互認識を深める観点から、定期的な会合を年2回開催し、両者で意見交換を行うとともに、代表取締役社長の諸課題への取組み状況を確認しております。また、各取締役および執行役員と監査役との情報交換会や、関係会社各社の監査役による情報連絡会をそれぞれ年2回定期的に開催するほか、社外取締役と監査役との情報交換会を開催するなど、監査役の実効的な監査に資する情報の提供および意見交換の機会を設けております。

監査役と内部監査部門の連携を図るため、監査室は、内部監査の結果を監査役へ報告するとともに、監査役監査の補助業務も行っております。また、監査役監査の監査体制を支援し、監査費用等の環境整備を行っております。

※　本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表 （2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**13,076**
現金及び預金	4,863
受取手形及び売掛金	2,075
販売土地及び建物	3,445
未成工事支出金	32
商品及び製品	69
原材料及び貯蔵品	511
その他	2,081
貸倒引当金	△2
固定資産	**75,681**
有形固定資産	69,002
建物及び構築物	18,299
機械装置及び運搬具	6,330
土地	43,502
建設仮勘定	75
その他	794
無形固定資産	344
借地権	27
その他	316
投資その他の資産	6,334
投資有価証券	3,414
長期貸付金	18
繰延税金資産	472
退職給付に係る資産	1,925
その他	567
貸倒引当金	△64
資産合計	**88,758**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**17,968**
支払手形及び買掛金	834
短期借入金	7,314
１年内償還予定の社債	236
未払金	2,873
未払法人税等	140
未払消費税等	493
未払費用	936
預り金	1,645
賞与引当金	1,203
役員賞与引当金	20
その他	2,271
固定負債	**28,610**
社債	242
長期借入金	11,983
繰延税金負債	482
再評価に係る繰延税金負債	10,009
退職給付に係る負債	1,308
その他	4,585
負債合計	**46,579**
純資産の部	
株主資本	**17,191**
資本金	2,335
資本剰余金	2,001
利益剰余金	12,950
自己株式	△95
その他の包括利益累計額	**23,876**
その他有価証券評価差額金	799
土地再評価差額金	22,515
退職給付に係る調整累計額	561
非支配株主持分	**1,110**
純資産合計	**42,178**
負債純資産合計	**88,758**

連結損益計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
営業収益		**36,545**
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	29,010	
販売費及び一般管理費	7,920	36,930
営業損失		**384**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	115	
持分法による投資利益	39	
受託工事収入	224	
その他	109	490
営業外費用		
支払利息	185	
受託工事費用	224	
その他	17	428
経常損失		**322**
特別利益		
固定資産売却益	7	
工事負担金等受入額	2,689	
事業譲渡益	98	
その他	4	2,799
特別損失		
固定資産売却損	222	
固定資産除却損	59	
固定資産圧縮損	919	
減損損失	0	
事業撤退損	165	
その他	51	1,419
税金等調整前当期純利益		**1,057**
法人税、住民税及び事業税	207	
法人税等調整額	161	368
当期純利益		**688**
非支配株主に帰属する当期純利益		52
親会社株主に帰属する当期純利益		**636**

貸借対照表（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**9,223**
現金及び預金	2,352
未収運賃	292
未収金	2,311
未収収益	31
短期貸付金	14
販売土地及び建物	3,371
貯蔵品	445
前払金	361
前払費用	8
その他の流動資産	32
固定資産	**69,360**
鉄・軌道事業固定資産	15,129
自動車事業固定資産	13,367
不動産事業固定資産	32,920
各事業関連固定資産	2,523
建設仮勘定	170
投資その他の資産	5,249
関係会社株式	1,082
投資有価証券	2,927
長期貸付金	129
前払年金費用	1,072
その他の投資等	736
貸倒引当金	△698
資産合計	**78,584**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**17,877**
短期借入金	9,399
１年内償還予定の社債	236
未払金	2,823
未払費用	682
未払法人税等	7
未払消費税等	333
預り連絡運賃	138
預り金	896
前受運賃	486
前受金	1,573
前受収益	161
賞与引当金	976
その他の流動負債	161
固定負債	**26,180**
社債	242
長期借入金	11,650
繰延税金負債	232
再評価に係る繰延税金負債	10,009
退職給付引当金	495
関係会社事業損失引当金	520
その他の固定負債	3,031
負債合計	**44,058**
純資産の部	
株主資本	**11,219**
資本金	2,335
資本剰余金	1,975
資本準備金	1,971
その他資本剰余金	4
利益剰余金	6,963
利益準備金	225
その他利益剰余金	6,738
圧縮積立金	0
繰越利益剰余金	6,737
自己株式	△55
評価・換算差額等	**23,305**
その他有価証券評価差額金	789
土地再評価差額金	22,515
純資産合計	**34,525**
負債純資産合計	**78,584**

損益計算書 (2018年４月１日から2019年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
鉄・軌道事業		
営業収益	6,965	
営業費	6,821	
営業利益		143
自動車事業		
営業収益	10,696	
営業費	11,952	
営業損失		1,256
不動産事業		
営業収益	4,295	
営業費	3,136	
営業利益		1,159
全事業営業利益		**46**
営業外収益		
受取利息及び配当金	170	
その他の収益	318	488
営業外費用		
支払利息	169	
その他の費用	320	489
経常利益		**45**
特別利益		
固定資産売却益	6	
工事負担金等受入額	1,847	1,853
特別損失		
固定資産除却損	46	
固定資産圧縮損	914	
減損損失	0	
関係会社株式評価損	8	
子会社整理損	53	
移転補償金	16	
その他	6	1,045
税引前当期純利益		**853**
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	161	167
当期純利益		**685**

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

広島電鉄株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　山　裕　三　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　下　西　富　男　㊞

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

広島電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙 山 裕 三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下 西 富 男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月１３日

広島電鉄株式会社　監査役会

常勤監査役　尾　崎　宏　明　㊞

社外監査役　笠　井　久　雄　㊞

社外監査役　坂　井　康　成　㊞

以　上

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は運輸業を中心とする公共性の高い業種であり、安全性の確保を最優先としつつ、業績の推移や将来性のための内部留保などを勘案しながら、最終的に安定した配当を継続的に実施できることを利益配分に対する基本方針としております。

当期の配当につきましては、この基本方針を踏まえ、財務状況や今後の見通しなどを慎重に検討いたしました結果、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金８円00銭　総額243,011,616円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月28日

第２号議案　取締役11名選任の件

現在の取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位	取締役会出席回数
1	再任	椋田　昌夫（むくだ　まさお）	代表取締役社長	13回／13回
2	再任	倉本　勇治（くらもと　ゆうじ）	常務取締役	13回／13回
3	再任	藤元　秀樹（ふじもと　ひでき）	取締役	13回／13回
4	再任	仮井　康裕（かりい　やすひろ）	取締役	13回／13回
5	再任	平町　隆典（ひらまち　たかのり）	取締役	13回／13回
6	再任	横田　好明（よこた　よしあき）	取締役	13回／13回
7	再任	瀬﨑　敏正（せざき　としまさ）	取締役	13回／13回
8	再任	岡田　茂（おかだ　しげる）	取締役	13回／13回
9	再任	立岩　薫（たていわ　かおる）	取締役	10回／11回
10	再任 社外 独立役員	田村　興造（たむら　こうぞう）	取締役	13回／13回
11	再任 社外 独立役員	秦　清（はた　きよし）	取締役	13回／13回

（注）立岩薫氏の出席回数は、2018年６月28日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏名等</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>再任
むくだ　まさお
椋田 昌夫
（1946年11月24日生）
取締役会への出席状況
13/13回</td><td>1969年３月　当社入社
2003年６月　当社取締役M・Sカンパニープレジデント
2008年６月　当社常務取締役
2010年６月　当社専務取締役
2013年１月　当社代表取締役社長（現在）
2015年９月　当社代表取締役社長バス活性化推進本部、
交通政策本部、電車事業本部管掌
（重要な兼職の状況）
広電建設㈱　代表取締役会長
㈱グリーンバーズ・ヒロデン　代表取締役社長
㈱ホテルニューヒロデン　代表取締役社長
広島観光開発㈱　代表取締役会長
㈱交通会館　代表取締役社長
広島ゴルフ観光㈱　代表取締役社長</td><td>36,900株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とする理由
椋田昌夫氏は、2003年に当社取締役に就任後、2013年からは代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有していることから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>再任
くらもと　ゆうじ
倉本 勇治
（1953年５月17日生）
取締役会への出席状況
13/13回</td><td>1977年３月　当社入社
2008年６月　当社取締役M・Sカンパニーバイスプレジデント
2010年６月　当社取締役M・Sカンパニープレジデント
2014年１月　当社取締役総合管理、経営管理担当
総合管理本部長
2014年６月　当社常務取締役（現在）
総合管理、経営管理担当
総合管理本部長
2015年６月　当社常務取締役総合管理本部長
2015年９月　当社常務取締役経営管理本部、人財管理本部管掌
バス事業本部担当
（重要な兼職の状況）
広電エアサポート㈱　代表取締役会長</td><td>15,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とする理由
倉本勇治氏は、2008年に当社取締役に就任後、2014年からは常務取締役を務めており、経営全般に関する経験・実績・見識を有していることから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	再任 ふじもと ひでき 藤元 秀樹 （1954年12月7日生） 取締役会への出席状況 13/13回	1979年 3 月　当社入社 2008年 6 月　当社取締役電車カンパニーバイスプレジデント 2011年 6 月　当社取締役電車カンパニープレジデント 2014年 1 月　当社取締役電車事業担当 2015年 6 月　当社取締役養成所所長 2015年 9 月　当社取締役交通技術養成部担当 2016年 6 月　当社取締役交通技術研究担当 2017年 7 月　当社取締役交通技術研究室担当（現在）	8,600株
	取締役候補者とする理由 藤元秀樹氏は、電車部門での実務経験を経た後、2008年に当社取締役に就任し、現在は交通技術研究部門の責任者を務めており、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		
4	再任 かりい やすひろ 仮井 康裕 （1959年9月25日生） 取締役会への出席状況 13/13回	1983年 3 月　当社入社 2012年 4 月　当社執行役員呉バスカンパニープレジデント 2013年 6 月　当社取締役呉バスカンパニープレジデント 2014年 1 月　当社取締役バス事業担当バス事業本部長 2015年 9 月　当社取締役バス活性化推進本部長 人財管理本部長（現在） 2019年 2 月　当社取締役交通政策本部長（現在）	4,700株
	取締役候補者とする理由 仮井康裕氏は、バス・人事部門での実務経験を経た後、2013年に当社取締役に就任し、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		
5	再任 ひらまち たかのり 平町 隆典 （1956年2月18日生） 取締役会への出席状況 13/13回	1982年 3 月　当社入社 2013年 4 月　当社執行役員電車輸送企画グループマネジャー 2014年 1 月　当社執行役員電車事業本部長 2015年 6 月　当社取締役電車事業本部長（現在）	6,300株
	取締役候補者とする理由 平町隆典氏は、電車・秘書部門での実務経験を経た後、2015年に当社取締役に就任し、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	再任 よこた よしあき 横田 好明 (1963年5月8日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1988年３月　当社入社 2013年４月　当社執行役員総合企画グループマネジャー 2014年１月　当社執行役員経営企画本部長 2015年６月　当社取締役経営企画本部長（現在） 2015年９月　当社取締役交通政策本部長 2019年２月　当社取締役バス事業本部長（現在）	3,300株
	取締役候補者とする理由 横田好明氏は、不動産・人事・バス部門での実務経験を経た後、2015年に当社取締役に就任し、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		
7	再任 せざき としまさ 瀬﨑 敏正 (1966年3月15日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1989年３月　当社入社 2013年４月　当社執行役員不動産第二営業グループマネジャー 2014年１月　当社執行役員不動産事業本部長 2015年６月　当社取締役不動産事業本部長（現在）	2,800株
	取締役候補者とする理由 瀬﨑敏正氏は、不動産・電車部門のほかグループ会社での実務経験を経た後、2015年に当社取締役に就任し、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		
8	再任 おかだ しげる 岡田 茂 (1966年2月10日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1989年３月　当社入社 2013年４月　当社執行役員経理管理グループマネジャー 2014年１月　当社執行役員経営管理本部長 2015年６月　当社取締役経営管理本部長（現在）	2,700株
	取締役候補者とする理由 岡田茂氏は、財務会計部門での実務経験を経た後、2015年に当社取締役に就任し、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名等</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>再任
たていわ　かおる
立岩　薫
(1958年2月1日生)
取締役会への出席状況
10/11回</td><td>1981年4月　広島市採用
2010年4月　道路交通局都市交通部長
2013年4月　同局次長
2015年4月　安佐北区長
2018年4月　当社入社
2018年4月　当社参与
2018年6月　当社取締役交通政策部担当（現在）</td><td>300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とする理由
立岩薫氏は、地方自治体において交通行政の責任者等を歴任した後、2018年に当社へ入社、取締役に就任し、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>再任　社外　独立役員
たむら　こうぞう
田村　興造
(1951年6月22日生)
取締役会への出席状況
13/13回</td><td>1977年4月　広島ガス㈱入社
2009年6月　同社取締役執行役員経営統括本部経営企画部長
2010年4月　同社代表取締役社長　社長執行役員
2012年6月　当社社外取締役（現在）
2017年6月　広島ガス㈱代表取締役会長（現在）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とする理由
田村興造氏は、上場会社の経営者として豊富な経験・実績・見識を有しており、これまでも公正かつ客観的な立場に立って有効な助言を行なっていることから、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td>再任　社外　独立役員
はた　きよし
秦　清
(1947年3月17日生)
取締役会への出席状況
13/13回</td><td>1974年4月　弁護士事務所開業（現在）
1999年4月　広島弁護士会会長兼中国地方弁護士連合会理事長
2006年5月　㈱アスティ社外監査役
2008年4月　呉市公平委員会委員長（現在）
2012年6月　㈱ウッドワン社外監査役
2015年6月　同社社外取締役（現在）
2015年6月　当社社外取締役（現在）
2016年4月　呉市行政不服審査会委員（現在）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とする理由
秦清氏は、弁護士として企業経営に多様な立場から関与してきた豊富な経験・実績・見識を有しており、これまでも独立性を持って当社の経営を監督していることから、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 田村興造氏および秦清氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
なお、両氏は現に社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって田村興造氏が7年、秦清氏が4年となります。
3. 当社は、田村興造氏および秦清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定および定款第29条により、社外取締役田村興造氏および秦清氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、両氏が再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。

第3号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役の笠井久雄氏と坂井康成氏は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名等</th><th>略歴、地位および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>再任 社外 独立役員
坂井（さかい）　康成（やすなり）
(1953年10月20日生)
取締役会の出席状況
13/13回
監査役会の出席状況
10/10回</td><td>1976年４月　㈱広島銀行入行
2003年６月　同行融資企画部長
2005年４月　同行執行役員広島西支店長
2007年４月　同行執行役員個人営業部長
2008年４月　同行常務執行役員個人営業部長
2009年４月　ひろぎんカードサービス㈱顧問
2009年６月　同社代表取締役社長
2015年６月　同社代表取締役会長
2015年６月　当社社外監査役（現在）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外監査役候補者とする理由
坂井康成氏は、上場会社である金融機関の執行役員等を歴任した豊富な経験・実績・見識を有しており、財務および会計に関する知識を当社の監査体制にいかし、今後も社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>新任 社外 独立役員
川上（かわかみ）　清一（せいいち）
(1948年６月５日生)
取締役会への出席状況
―
監査役会への出席状況
―</td><td>1967年４月　広島国税局入局
2000年７月　瀬戸税務署長
2003年７月　松江税務署長
2007年７月　広島西税務署長
2008年８月　税理士開業（現在）
2015年６月　中国塗料㈱社外監査役（現在）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外監査役候補者とする理由
川上清一氏は、税理士として豊富な経験・実績・見識を有しており、税務および会計に関する知識を当社の監査体制にいかし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 坂井康成氏および川上清一氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
なお、坂井康成氏は現に社外監査役であり、社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 当社は、坂井康成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、川上清一氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、会社法第427条第１項の規定および定款第38条により、社外監査役坂井康成氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、同氏が再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。また、川上清一氏につきましても、社外監査役に選任され就任した場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名等	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
社外 独立役員 笠井（かさい）　久雄（ひさお） （1946年1月10日生）	2002年５月　大野町長 2006年１月　宮島競艇施行組合常務理事 2011年６月　当社社外監査役（現在）	なし

補欠の社外監査役候補者とする理由

笠井久雄氏は、2011年から当社社外監査役を務めており、豊富な経験・実績・見識を当社の監査体制にいかし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 笠井久雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は現に社外監査役であり社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
3. 笠井久雄氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行う予定です。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定および定款第38条により、社外監査役笠井久雄氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏が社外監査役に就任した場合は、改めて同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

広電本社ビル３階会議室

広島市中区東千田町二丁目９番29号

【交通機関のご案内】

当社電車にて次の路線をご利用ください。「広電本社前」電停下車すぐです。

- １号線（広島駅～紙屋町東～広島港）
- ３号線（広電西広島～紙屋町西～宇品二丁目・広島港）
- ７号線（横川駅～紙屋町西～広電本社前）

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。